

令和元年度

福島県環境審議会全体会議事録

(令和元年 10 月 9 日)

## 1 日時

令和元年10月9日(水)

午後 2時00分 開会

午後 4時15分 閉会

## 2 場所

自治会館1階 消費生活センター研修室

## 3 議事

### (1) 審議事項

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

### (2) 報告事項

ア 福島県環境基本計画の進行管理(令和元年度版福島県環境白書)について

イ 福島県環境教育等行動計画の進行管理について

ウ 福島県環境基本計画の改定について

エ 福島県海岸漂着物等対策推進地域計画について

## 4 出席委員

大堀武 小野広司(代理出席:佐藤掌) 河津賢澄

鞍田炎(代理出席:五十嵐稔) 崎田裕子 清水晶紀 高荒智子

高橋龍之 武石稔 新妻和雄 橋口恭子 細谷寿江 松枝智之 油井妙子

渡邊明(以上15名、五十音順)

## 5 欠席委員

大迫政浩 川名静子 鈴木秀子 武田憲子 中野和典 二瓶恵美子

門馬和夫(以上7名、五十音順)

## 6 事務局出席職員

大島生活環境部長

新関生活環境部政策監

大山環境共生担当次長

橋本環境回復推進監兼環境保全担当次長

(生活環境総室)

渡辺生活環境総務課長

橋本生活環境部企画主幹 他

(環境共生総室)

菅原環境共生課長

阿部自然保護課長

鈴木水・大気環境課長

(環境保全総室)

三浦一般廃棄物課長

高橋産業廃棄物課長

鈴木中間貯蔵施設等対策室長

鈴木除染対策課長

(危機管理部)

三浦原子力安全対策課主幹

酒井放射線監視室長

## 7 内容

(1) 開会 (司会：小川生活環境総務課主任主査)

(2) 挨拶 大島生活環境部長

(3) 議事録署名人

議事に先立ち、渡邊会長から議事録署名人として松枝委員と油井委員が指名された。

(4) 議事

○審議事項

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

産業廃棄物税のあり方について、環境審議会への諮問がなされた。

事務局（高橋産業廃棄物課長）から資料1-1、資料1-2、参考資料1から参考資料5により説明し、以下の質疑等があった。

本議題については第2部会に付託して審議することとされた。

### 【新妻委員】

参考資料2の特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物の注釈の説明文が同じだが、違いは何か。

### 【高橋産業廃棄物課長】

特別管理一般廃棄物は、自宅療養時の注射針などが該当する。特別管理産

業廃棄物は、病院などで事業活動に伴って排出されるものが該当する。

**【新妻委員】**

わかった。

**【鞍田委員 代理：五十嵐氏】**

税収額はどれくらいか。自己申告制である納税額の確認はどのように行っているのか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

税収額は3億円台から7億円台と年によって変動がある。この税制度の開始当初の平成18年度は約3億8千万円、最も多いときの平成24年度は約7億7千万円、直近の平成30年度は5億2千万円となっている。

税の申告については、所管している税部局が対応しており、立入検査で帳簿類などの検査を行いながら、税を徴収している。

**【渡邊会長】**

税金の使途を説明願う。

**【高橋産業廃棄物課長】**

県の事業に充当しており、例えば今年度は当初予算で約5億4千万円を計上している。内訳は、産業廃棄物の排出を抑制する事業、産業廃棄物の再生利用を推進する事業、産業廃棄物の処理施設の整備を促進する事業、優良処理業者の育成事業、処理施設に対する地域住民の理解促進に関する事業、産業廃棄物の適正処理に関する事業に充当している。

**【高橋委員】**

事業費の5億4千万円のうち、リサイクルや処分のための施設整備の使途は税の充当事業全体の1%程度と認識している。優良事業者や人材育成が大切。やはり人が育っていかないと排出抑制、リサイクルも進まない。優良事業者の育成事業費は充当事業全体の2%程度である。産業廃棄物税制度の目的の産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用が推進される施策に、計画的に取り組んでいただければと思う。産業廃棄物税の使い方に縛りはあるのか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

今後、産業廃棄物税の使途についても御審議いただきたいと考えている。

**【高橋委員】**

中間処理業者が最終処分量分の産業廃棄物税を中間処理費用に上乗せする必要があるが、転嫁されないままになっている実態が少しあると思う。その中で、排出事業者の納税意識はどうなっているのか、調査をしてもらいたいが、あまり高くはないのだろうと思う。排出事業者の産業廃棄物税に対する意識を深め、税がどういったところに活用されているのか、税の仕組みであ

ったり、税の使い道の啓発であったり、これらをどう具体的に継続的に進めていくのか検討していく必要があるのではないかと思います。排出事業者に税について聞いても、ピンとこないのが実態であるが、排出事業者の責任もあるので、しっかりと検討する必要がある。

**【崎田委員】**

税の使い方については、是非、排出抑制などの効果が現れるものに使っていただきたい。税収が3億円から7億円に増えているということは残念ながら産業廃棄物が減っていないことを意味している。産業廃棄物税は、排出抑制や中間処理がしっかり進んで最終処分が減っていくという流れにつながる税制度であってほしいと思う。そのあたりを検討していただきたい。

前回の審議会で、併せ産廃は税の対象としないことなど、いくつか検討課題もあったので、しっかりと意見交換を行っていただきたい。

**【松枝委員】**

事前配付資料の環境白書統計資料編の21ページの資料14に産業廃棄物の処理状況が記載されているが、ここに記載されている最終処分量が課税対象となっているのか。

24ページの産業廃棄物処理業者数は最終処分業者が11社程度で推移し、あまり変動がないが、今後の最終処分場のあり方、方針はどのようになっているのか。

この環境白書には産業廃棄物税に関することは一切書かれていないので、環境白書に記載した方が良いと思う。

**【高橋産業廃棄物課長】**

環境白書統計資料編の21ページの数値は、税の対象となる最終処分量とほぼ同じである。

また、最終処分業者の数の変動が少ないのは、最終処分場の設置は、地域との合意形成など、ハードルが高い調整も必要であることが要因になっていると思われる。今後の最終処分場のあり方は、福島県廃棄物処理計画の中で、当面は今の残容量で足りると試算されていることから、民間による設置を原則とすることを方針として示している。

**【渡邊会長】**

環境白書への税の記載についてはどうか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

検討したい。

**【松枝委員】**

福島県内の産業廃棄物処理施設で処理できないものは、栃木県や宮城県などに越境していると思うが、これはお互い様ということか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

産業廃棄物の処理は全国どここのものを引き受けてもいいし、どこへ委託してもいい仕組みとなっている。

**【小野委員 代理：佐藤氏】**

原発事故の指定廃棄物を埋め立てる旧エコテック、中間貯蔵施設に入る8,000ベクレル以上、10万ベクレル以上の廃棄物の税金は、誰が、どういう風に、誰に支払うのか、税率は決まっているのか、そのような制度はあるのか。

**【橋本環境回復推進監】**

放射性物質に汚染された廃棄物で、旧エコテックや中間貯蔵施設に入るものは、放射性物質汚染対処特措法の対象であり、廃棄物処理法の対象の廃棄物ではないため、また、中間貯蔵施設に入る除去土壌は廃棄物には該当しないため、課税されていない。

**【小野委員 代理：佐藤氏】**

現状は、政府も自治体も誰も放射性廃棄物に対しては何の税金も課していない。いくら汚染廃棄物を出しても、税は課せられないということか。

**【橋本環境回復推進監】**

先ほど申し上げた法令で関係原子力事業者が全て負担することとなっているので、経費は東電負担となり、税という形ではない。

**【小野委員 代理：佐藤氏】**

県内で処理される産廃の汚染廃棄物に対する税について、県が何か意見したということはないのか。

**【橋本環境回復推進監】**

廃棄物処理法が適用されないものであるため、税については意見していない。

**【清水委員】**

1万トンを超える課税の特例措置について、税制度導入時は、それまで全く税金がかかっていなかった事業者が多額の負担がかかるので、激変緩和的な対応をしたという理解でよいか。

また、制度スタート時に、措置がずっと継続するわけではないことを、事業者へ周知してきたのか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

当時、排出抑制の実効性という部分と、適正規模の税負担という双方の考え方を考慮し、結果として、特定の事業者に高額な税負担が生じる場合は一定の軽減措置を設けることになったものである。

また、この措置に時限を設けるということは示していない。

**【渡邊会長】**

これは、大変重要な事項だと理解している。今後は第2部会で審議したい。

**【河津委員】**

第2部会で審議を行うにあたり、これらについても資料の作成をお願いしたい。

また、大規模な排出事業者の割合や規模等、他県の状況等も含めて、見える形で資料の作成をお願いしたい。

**【渡邊会長】**

今後の審議のスケジュールのとおり、本議題については、第2部会に付託して審議いただくことにご賛同いただけるか。

(異議なし)

異議が無いようなので、第2部会に付託して審議いただくこととする。

**○報告事項**

- ア 福島県環境基本計画の進行管理（令和元年度版福島県環境白書）について
- イ 福島県環境教育等行動計画の進行管理について
- ウ 福島県環境基本計画の改定について

事務局（渡辺生活環境総務課長）から資料2-1から資料4により説明し、以下の質疑等があった。

**【高荒委員】**

環境白書70ページの「大気、水、土壌の環境保全対策」の浄化槽の記述について、浄化槽設置への補助がなされ設置数は増えているが、みなし浄化槽から合併浄化槽への転換も進めていくべきである。

また、福島県では浄化槽の法定検査を受検している家庭が少ないと聞くことから、浄化槽を設置した家庭で適切に維持管理が行われるよう対策を考えて欲しい。

**【三浦一般廃棄物課長】**

浄化槽法の11条検査については検査率が非常に低いため、浄化槽協会とも情報交換を行いながら、検査率の向上に取り組んでいきたい。

**【武石委員】**

資料2-3「福島県環境白書に対する事前意見への対応」のNo.1にお

ける修正案のアンダーライン部分について、中間貯蔵施設の造成をしていることから周辺環境の変化は一つの要因だと思うが、1月、2月に雨がほとんどなく、風がかなり強かった時期が何回かあったことを考慮すべきである。この後の3月または4月のデータでは値はおそらく下がっているはずである。「周辺環境の変化」とだけ記載すると継続的に夫沢は値が高いのではないかとの誤解が生じる恐れがある。採取した時期、浜通りは全体的に風が強く乾燥していたため、舞い上がりなどにより一過性の値が出たと思う。測定地点は、以前は放射性物質の濃度を測っていなかったことや、たまたま2月に風が強かったこと、中間貯蔵施設の造成をしていたことが重なったことが高い値が出た要因だと思う。

なお、放射性物質の法令に基づく濃度限度の $30\text{Bq}/\text{m}^3$ と比較すると、10,000分の1以下の値であり、安全上全く問題のない範囲であるため、誤解が生じないようにしていただきたい。

#### 【酒井放射線監視室長】

夫沢地区は、中間貯蔵施設の設置による土地の改変に加え、中間貯蔵施設への運搬量が著しく増えていることもあり、以前の状況からは測定局舎周辺環境が相当変化している。今回の測定結果における変動の要因については様々あると思われ、見極めることは難しいが、委員に御指摘いただいたとおり、数値がどのくらいのレベルであるのかという評価面を加えるなど、的確な記載をしていきたい。

#### 【渡邊会長】

マスコミの報道による県民の不安も出てくるかと思う。今回私が出した意見は、最大濃度になったというニュースが流れたのに対して、環境白書で「環境モニタリングについて監視体制を継続しました」とだけコメントするのではなく、県民に対し適切に情報提供する必要があるという趣旨である。安全管理や、酒井放射線監視室長から話があった基準も含めて情報提供するため、白書に記載した方がよいのではないかと考え意見したものである。書き方はいろいろあると思うが、環境基準からは問題無い範囲だということを始め、様々なモニタリングによりどのような監視体制が構築されているのか、監視の結果どのようなことが分かっているのかということについても記載が必要である。こういったデータは環境創造センターにはあるが環境白書には掲載されていないため、検討していくべき課題だと思う。

#### 【崎田委員】

環境白書の2ページの「今後の方向性」の再生可能エネルギーに関する記載について、今、国や事業所などで再エネ構想に協力しようとする動きがあり、福島県も再エネで新しく地域づくりをするという宣言をしていると思う

が、再エネは、新しい技術で電気が入ってくるというだけでなく、分散型電源の活用等、新しい地域づくりの核になるものであるため、そのような視点も踏まえ、再エネをどのように福島の中で位置づけていくのか、またそれを子供たちにどのように発信していくのか等、トータルで考えてほしい。

また、地球温暖化についても記載があるが、国内の地球温暖化に対する温度感よりも世界のこの問題に対する温度感が大変強いという印象があり、そこにかかなりの落差を感じている。福島県に限らず日本全体の課題ではあるが、「温暖化に対する危機意識を持っているか」という調査では世界平均が79%程度に対し、日本が44%となっている。また、「温暖化対策をすることは生活の質を落とすことだ」と考える意見は日本では40%と高いが、海外では「温暖化対策をすることは生活の質を向上させる」と考える意見が多いなど、意識を根本から変えていく必要があると思う。

「今後の方向性」の記載内容や、環境教育の進行管理を計画に基づき実施していることは素晴らしいので、私たちの暮らしの質の向上と環境を繋げられるよう、新しい環境基本計画などで戦略を立てていただきたい。

具体的な部分では、環境白書46ページのうつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数が原発事故後落ちてきている点について、活動回数をどのようにすれば増やせるのか、高齢化が進んでいる現状に対し、若い世代にどのように引き継いでいくか等、地域全体で考えていく必要があると感じた。

今後の環境基本計画の策定に関しては、社会課題、経済的な課題等も踏まえ、持続可能な社会実現に向けた新しい方針を作っていくことが重要であるため、高齢の方、子育て中の方、若い学生等、それぞれの立場がどのように考えていくべきかイメージできるように、検討していただきたい。多世代の視点と、地域で取り組んでいく地域循環共生圏を踏まえた新しい方針を作っていただきたい。

#### 【菅原環境共生課長】

地球温暖化防止活動推進員の活動数の低下についてはNPO法人のネットワークを活用して声がけ等を行っているところだが、推進員の高齢化が進んでいるのが実情。若年層への意識啓発として、「環境活動スタート事業」で講師を学校等に派遣し、環境の現在の状況を知っていただき、環境活動の必要性を学んでいただいていたたり、子どもたちに学校の夏休みの課題などとして、環境に対する思いを絵はがきにしていただいたりする、といった取組を進めているところである。家庭向けには、「みんなでエコチャレンジ事業」を通じ、家庭内でどのようなことをすれば温暖化が防げるか等を考えていただくことで意識啓発を行っている。

また、地域循環共生圏については、経済、エネルギー、地域社会等が地域の中で循環していくことが必要と考えている。本県では2040年頃までに再生可能エネルギー100%を目指すこととしているが、そのエネルギーを地域の中でどのように活用し、発生した経済をどのように地域に還元していくかを総合的にみて、様々な方向から事業を検討しているところである。

**【河津委員】**

環境白書について、どのようなスケジュールでオープンにする予定なのか。

**【橋本企画主幹】**

環境白書の今後のスケジュールについては、例年9月から10月に公表・発行している。先程いただいた御意見については内部で検討し、修正を要する場合もあるかと思うが、なるべく早く県民に公表できればと思う。会長に御一任頂き、事務局で調整をした上で速やかな公表に繋げていきたいと考えている。

**【河津委員】**

修正意見があった場合の対応について、どう取り扱うのか。例えば75ページの指標58のように、コメントでは減少傾向と書かれているが、平成27年度から平成29年度の実績値をみると増加しており、説明不足だと感じるところがある。このようなところを精査していただきたい。また、できれば増減の要因についても追記していただきたい。

**【渡邊会長】**

1週間程度期間を設けて委員の皆さんに意見・コメントをいただき、それについて適切な表現に修正するという方針で、私に一任していただいて良いか。

(異議なし)

事務局は委員からの意見やコメントを集めていただきたい。

**【渡辺生活環境総務課長】**

昨年度同様、一定程度期間を設け、再度意見を照会させていただき、それを整理した上で会長と相談しながら調整させていただきたい。

**【松枝委員】**

資料2-3 No. 2の「県の説明、対応、方針」の中でSDGsの記載があるが、県として政府認証を取得する考えなのか。総合計画により取得するのか、あるいは、SDGsを意識しながら17の項目のうち環境の部分を網羅するような対応をとるのか。

**【渡辺生活環境総務課長】**

県総合計画については、7月の審議会で諮問されたところであり、企画調整

部を事務局として、SDGsの取扱いを含め、今後審議されていくものと認識している。

#### 【松枝委員】

環境白書163ページに記載のある環境基本条例について、第4条には市町村の施策への支援が、第20条には市町村との協力がそれぞれ規定されているが、環境創造センターができたことによって、学校の校外学習や体験学習が環境創造センターにシフトし、ムシテックワールドやスペースパーク等、既存の市町村の施設の入込客数が減少している状況がある。来年度から学習指導要領の変更により、学習内容が増加していく中、県と市町村の役割を明確にしておくべきである。学校では、県、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会が名義後援する催しのチラシを全て配布しており、チラシにより定員40名の環境創造センターの催しに10倍の申し込みがなされるなどの事例も生じている。市町村との役割分担の明確化や連携の緊密化を進めてはどうか。

#### 【渡辺生活環境総務課長】

本県の環境施策については、環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、その中で環境保全の取組を進めている。原発事故後、環境回復の推進という概念を加え、2つの柱で取り組んでいる。また、環境基本計画の施策を実現するためには、環境教育の取組が必要であることから、環境教育等行動計画が策定されている。この行動計画の理念として、県、市町村を含む様々な主体が自ら、あるいは連携・協働をして各施策に取り組むことが定められている。

御意見をいただいた環境創造センターについても、調査研究の他に、情報発信を備えた施設として、環境基本計画、条例の定める目標達成に向けた取組を展開しているところだが、まだ幾分不十分な部分については、環境教育等行動計画の理念に基づき、今後とも市町村等と連携しながら活動を推進していきたい。

#### 【松枝委員】

資料5の14ページに記載のある復興祈念公園、復興公園について建築等が進んでいると思うが、こちらとも連携を密にして取り組んで欲しい。

#### 【大山環境共生担当次長】

環境創造センターにおいては、お話のあったムシテックワールドや郡山のスペースパーク、中間貯蔵施設、リプルンふくしま等と情報発信やPR活動等について連携しており、復興祈念公園に隣接予定のアーカイブ拠点施設についても同様に連携していく。施設間で相乗効果が出るよう取り組んでいく。

### 【高橋委員】

環境白書の読者対象だが、小学生には難しいが、中学生、高校生以上の方には是非読んでいただきたい。しかし、福島への理解・関心を深めていただくための環境白書としては文字が多い印象である。読ませる環境白書から、見て、考え、行動に移していただけるようなものにするべき。他県の白書は、取組の状況などに写真やグラフが織り交ぜられ分かりやすい表現になっている。

例えば17ページの「低炭素社会への転換」についてであるが、「現状・課題」について、先程、崎田先生からも御意見があったが、地球温暖化の世界の状況と福島県の状況や気温上昇の背景等をグラフ等を入れながら記載し、その対策として平成30年度の取組を写真、イラストを使って紹介すれば分かりやすくなり、子どもから大人まで一緒に取り組めるようになるのではないかと。

また、44ページにも同様の項目があるが、「主な取組」は17ページの内容と重複しているため、文章を減らすことができる。「今後の方向性」についても同様であり、低炭素社会の部分だけでも35行分、約1ページ分は削ることが出来る。このような部分を簡潔にするとともに、写真等もいれていただく方向で検討してほしい。

### 【渡邊会長】

県の施策をしっかりと伝えると同時に、読んでもらえる白書にすべきという重要な御意見であると思う。

### 【崎田委員】

オリンピック・パラリンピックの聖火が福島からスタートするように、復興オリンピックと位置づけられているため、県としてこの流れをうまく活用していただきたい。

また、オリンピック・パラリンピックは環境や持続可能性について非常に意識して準備をしている。脱炭素、資源管理、自然共生、水質等、環境についてこだわりながら準備を進めていることを踏まえながら、県民に環境分野について情報発信していただきたい。

## ○報告事項

### エ 福島県海岸漂着物等対策推進地域計画について

事務局（三浦一般廃棄物課長）から資料5により説明し、以下の質疑等があった。

**【崎田委員】**

海岸漂着ごみの現地調査結果についてだが、この中で放射線量の問題で立入りできなかった地域はあるのか。

**【三浦一般廃棄物課長】**

大熊町、双葉町の海岸は帰還困難区域であり立入り制限があるため調査対象外としている。また、復旧工事等により立入りできない区域も調査対象外とし、24、25ページの青い網掛けをした地区が実際に調査を行った箇所である。ピンクの網掛け部分は消波ブロックで海岸部がなかったために調査を実施しなかった地区である。

**【崎田委員】**

海岸漂着ごみは世界的に課題になっており、環境学習などを通しみんなで協力しながら取り組むことが重要だと思うが、福島県の今の状況があるので、うまくその辺を考えながら、できることを進めてほしい。

また、調査結果をみると檜葉町と広野町の海岸線の漂着ごみが多くなっている。こういう結果をきっかけに町の人達と話し合いをして取組を進めるのが良いと思う。川から出てくる物が多いはずなので、海岸部だけではなくそういった視点でも進めてほしい。

**(5) その他**

なし

**(6) 閉会**